

「情報投稿・登録ツール」利用規約

(総則)

第1条 本規約は、チャレンジいばらき県民運動（以下「当団体」という。）が運営するチャレンジいばらき県民運動ウェブサイト (<https://challenge-ibaraki.jp> 以下「本サイト」という。) における、「情報投稿・登録ツール」（以下「本ツール」）の利用による情報の投稿・登録について規定する。

(本ツールの目的)

第2条 本ツールは、茨城県内の社会活動の活性化に資する情報を投稿・登録により収集し、広く発信することで、県民の「活動参加へのきっかけづくり」及び「協働のネットワークづくり」の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「本ツール」とは、別表1に定める情報の収集を可能にする機能をいう。
- (2) 「情報投稿者」とは、本ツールを利用し、情報を投稿・登録する者をいう。
- (3) 「利用者」とは、別表2に定める情報掲載ツールの利用者をいう。
- (4) 「第三者の権利」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益をいう。
- (5) 「社会活動」とは、福祉、環境保全、青少年育成、防犯・防災等、あらゆる社会課題解決に取り組む個人・団体による公益的で非営利な活動のことをいう。

(本規約への同意)

第4条 情報投稿者が本ツールを利用するには、本規約に同意しなければならない。

- 2 情報投稿者が本規約を確認したか否かを問わず、本ツールを利用した時点において、本規約について同意したものとみなす。

(規約の変更及び効力発生)

第5条 当団体は、必要があると判断した場合には、情報投稿者の承諾を得ることなく、また情報投稿者への事前の通知を行うことなく、いつでも本規約を変更することができることとする。

- 2 本規約の変更については、本サイト上に掲載した時点で効力を発生するものとする。
- 3 本規約が変更された場合は、その時点において、情報投稿者が本規約を確認したか否かを問わず、本規約について同意したものとみなす。

(投稿・登録された情報の掲載方法)

第6条 投稿された情報の掲載方法は、別表2に定める情報掲載ツールへの掲載によるものとする。

(投稿・登録方法、手続き)

第7条 本ツールの利用方法・手続きについては、別に定める方法・手続きにより行うこととする。

(情報の掲載基準)

第8条 投稿・登録された情報が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当団体の判断によりその情報を掲載しないこととする。

- (1) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの
- (2) 法令等に反するもの又はその恐れのあるもの
- (3) 政治的又は宗教的中立性を犯すもの又はその恐れのあるもの
- (4) 暴力団と関係のあるもの又はその恐れのあるもの
- (5) 当団体又は第三者の権利や財産又ははプライバシーを侵害するもの
- (6) 当団体又は第三者を誹謗、中傷するもの
- (7) 当団体又は第三者に不利益を与えるもの
- (8) 特定の個人又は団体に特別の利益の供与を伴うもの
- (9) 児童保護の観点から好ましくないもの
- (10) 同人的活動で社会性の乏しいもの
- (11) 情報投稿者への連絡が取れないもの
- (12) 投稿内容等に虚偽が認められるもの
- (13) 当団体の趣旨に合致しないもの
- (14) 当団体の運営に支障を与えるもの
- (15) 本規約に反すると当団体が認めるもの
- (16) 当団体又は第三者の名誉を毀損し又は信用を失墜する恐れのあるもの
- (17) その他、当団体が不適切と判断するもの

2 当団体は、掲載・登録された情報が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、情報投稿者の承諾を得ることなく、また情報投稿者への事前の通知を行うことなく、いつでも掲載・登録された情報の一部又は全部を削除することができるものとする。また、情報が掲載された日から相当期間が経過し、当団体が運営上の必要により情報の一部又は全部を削除すると判断した場合も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第9条 当団体は、情報投稿者のプライバシーを尊重し、本規約及び茨城県個人情報保護条例に従い、個人情報を適切に取り扱うものとする。

2 当団体は、当団体事業の運営及び関連事業のために必要な範囲に限って、投稿・登録さ

れた個人情報に掲載の有無にかかわらず期限の制限なく利用することができるものとする。また、掲載された情報を削除した後も同様とする。

3 個人情報については、情報投稿者による承諾がある場合を除き、外部への提供は行わないこととする。ただし、次の各号に該当する場合は除く。

- (1) 法律、裁判所、行政機関の命令に従う場合
- (2) 当団体又は第三者の権利や財産を保護し、又は防御する場合
- (3) 当団体が、本サイト運営を維持するために必要であると合理的に判断した場合

(著作権等)

第10条 本サイトに掲載された情報の著作権は、その内容が情報投稿者から提供された情報に基づくものであっても、当団体に帰属するものとする。ただし、チラシ・パンフレット等の印刷物や写真の著作権は、著作権者に帰属し、当団体はその情報について第2項の利用許諾を得たものとする。

2 当団体（当団体から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者を含む。）は、投稿された情報の内容を著しく損なわない範囲でその一部を削除、編集又は表現方法等を変更するなど自由に編集・加工して使用、保存及び公表（公開、配布等）することができることとする。

(情報投稿者の責務)

第11条 情報投稿者は、本規約及び当団体の他規定（「プライバシーポリシー」、各ツールの投稿・登録方法、手続き等）のほか、インターネット上において一般的に遵守する規則、方針、手順に従うものとする。

- 2 情報投稿者は、第2条の趣旨を理解し、誤りのない情報を投稿すること。
- 3 情報投稿者は、投稿を行うことをもって必ずしもその情報の掲載が保証されるわけではないことを承諾すること。
- 4 情報投稿者は、当団体に対して投稿した情報の掲載の可否及び当団体が行う第8条の措置について、これに関する質問、苦情等を一切申し立てしないものとする。
- 5 情報投稿者は、当団体からの電話又は電子メールによる連絡を取れるようにしておかなければならないこととする。
- 6 情報投稿者は、連絡先住所、電話番号、電子メールアドレス等の掲載情報の内容に変更や修正がある場合には、速やかに当団体へ連絡すること。
- 7 情報投稿者は、提供するチラシ・パンフレット等の印刷物や写真の情報に第三者の権利が含まれる場合には、その情報が第10条第2項及び第3項の利用等を前提として投稿されることを当該第三者に対し十分に説明して利用許諾を得るとともに、当該第三者が当団体に対しても同様の利用許諾を与えることを確認する等の適切な権利処理を行った上で情報を投稿すること。
- 8 情報投稿者は、投稿するすべての情報が第三者の権利を侵害しないものであることを当団体に対して保証すること。

- 9 情報投稿者は、自らが投稿した情報に対してあらゆる責任をもつこととし、当団体等からの問い合わせ、要望、クレーム又は請求等に対して丁寧かつ適切に対応すること。
- 10 情報投稿者は、自らが投稿した情報に起因して紛争又は問題が発生したときは、自らの責任と費用において発生した紛争又は問題を解決するものとし、当団体にいかなる損害も及ぼすことなく、紛争当事者間で紛争の解決のための協議を行うものとする。
- 11 情報投稿者は、第10項の紛争又は問題の解決に対応するため、当団体に費用が発生した場合又はこれに関連して賠償金等の支払いを行った場合、当該費用及び賠償金等(当団体が支払った弁護士費用等を含む。)を負担するものとする。
- 12 情報投稿者は、自らが投稿した情報に起因するいかなる訴訟も、当該訴訟の原因が生じてから1年以内に開始されなければならないことに合意し、当該期間経過後は、そのような訴訟は、永久に提訴できないものとする。

(本ツール及び情報掲載ツールの内容変更、一時停止、閉鎖)

第12条 当団体は、情報投稿者の承諾を得ることなく、また情報投稿者への事前の通知を行うことなく、いつでも本ツール及び情報掲載ツールの全部又は一部を変更、一時停止、又は閉鎖することができるものとする。

(当団体の免責)

- 第13条 当団体は、理由のいかんを問わず、本ツール及び情報掲載ツールの全部又は一部を変更、一時停止、又は閉鎖したことに起因して情報投稿者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 2 当団体は、投稿された情報を掲載するに際して、情報等の正確性、特定の目的への適合性等について一切の保証責任を負わないものとする。
 - 3 当団体は、本ツールの情報等に起因して生じた損害に対して一切の責任を負わないものとする。
 - 4 当団体は、投稿された情報を掲載したこと、掲載しなかったこと又は掲載された情報を削除したことに起因して生じた損害に対して一切の責任を負わないものとする。
 - 5 当団体は、第8条第2項の場合において、法令に基づいて削除義務が生じる場合を除いて、情報の削除義務を負わないこととする。
 - 6 当団体は、投稿された情報を第10条第2項に基づいて使用したことに起因して生じた損害に対して一切の責任を負わないものとする。
 - 7 当団体は、掲載情報に対する利用者からの問い合わせ等について、原則情報投稿者への取り次ぎは行わないものとする。

(協議・管轄裁判所)

第14条 本ツールに関連して当団体、情報投稿者、第三者の間で疑義、問題が生じた場合、誠意をもって協議し解決を図るものとする。

2 前項の協議によっても問題が解決しない場合、水戸地方裁判所又は簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第15条 本規約に定めるもののほか、当団体への情報投稿・登録及び掲載等に関して必要な事項は当団体が別に定める。

附 則

本規約は、令和4年6月13日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

<p>地域活動団体 登録フォーム</p>	<p>「地域活動団体データベース」に掲載する団体情報を登録します。</p> <p>■ 登録できる団体の種類</p> <p>茨城県内の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動団体（ボランティア団体、市民活動団体、推進協議会等） ・ネットワーク等連絡協議会 ・NPO 法人 ・公益法人（一社、公社、一財、公財） ・社会福祉法人 <p>などの公益的で非営利な活動を行う団体。</p> <p>ただし、第 8 条第 1 項に該当する場合は、「地域活動団体データベース」に団体情報を登録（掲載）することはできません。</p> <p>■ 登録（掲載）できる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体基本情報 団体の種類、団体名、代表者名、所在地、設立日、活動分野、活動目的、活動頻度、活動拠点、活動実績、団体 PR ・常時募集している情報 ボランティア、スタッフ、インターン、会員、サポーター、寄付、募金等 ・常時提供している情報 物品、人材、スペース、サービス等 ・定期イベント情報 講座、セミナー、相談会、勉強会、発表会、講演会、展示会、ワークキャンプ、スタディツアー等 ・画像（写真、ロゴ 等）
<p>投稿フォーム (助成金、イベント・講座、ボラ ンティア・寄付)</p>	<p>茨城県内及び茨城県を対象とする各種募集情報の投稿ができます。ただし、第 8 条第 1 項に該当する場合は、「投稿フォーム（助成金、イベント・講座、ボランティア・寄付）」に情報を投稿（掲載）することはできません。また、掲載情報の対象者が単一市町村に限定される情報は除き、広く周知する必要のあるものの掲載を基本とします。</p> <p>■ 投稿できる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金情報 ・開催情報（イベント、講座、コンクール 等） ・募集情報（ボランティア、寄付募集 等）
<p>投稿フォーム (活動)</p>	<p>茨城県内の福祉、環境保全、青少年育成、防犯・防災等、社会課題解決に向け取り組む個人・団体の活動情報の投稿ができます。</p>

別表2（第6条関係）

<p>地域活動団体データベース</p>	<p>茨城県内の各種団体のデータベースです。 別表1に定める「地域活動団体登録フォーム」又は、所定の登録用紙により団体情報の登録を行い、当団体で承認した団体を掲載します。</p>
<p>地域活動情報 (シェアページ)</p>	<p>茨城県内及び茨城県を対象とする各種募集情報を掲載します。 ■ 掲載情報 ・助成金情報 ・開催情報（イベント、講座、コンクール等） ・募集情報（ボランティア、寄付募集等）</p>
<p>広報誌「チャレいばレター」</p>	<p>別表1の各投稿・登録フォームにより投稿・登録された情報、又は提供された情報をもとに当団体で取材及び記事作成したものを掲載します。</p>
<p>チャレいばメールマガジン</p>	<p>別表1の各投稿・登録フォームにより投稿・登録された情報、又は提供された情報をもとに当団体で取材及び記事作成したものを掲載します。</p>
<p>ブログ (チャレンジいばらき県民運動公式ウェブサイト内)</p>	<p>別表1の各投稿・登録フォームにより投稿・登録された情報、又は提供された情報をもとに当団体で取材及び記事作成したものを掲載します。</p>
<p>各種 SNS ○チャレンジいばらき県民運動公式 Twitter ○チャレンジいばらき県民運動公式 Facebook 「チャレンジいばらき県民運動/交流サークルいばらき」</p>	<p>別表1の各投稿・登録フォームにより投稿・登録された情報、又は提供された情報をもとに当団体で取材及び記事作成したものを掲載します。</p>